

○周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱

令和6年8月1日農委要綱第7号

周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の実施のため、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「政令」という。）、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「省令」という。）、周南市農業委員会農地法関係事務の指針を定める要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第2号）その他別に定めるもののほか、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の権限に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

(農地等の権利移動の許可の申請)

第2条 法第3条第1項の許可に係る政令第1条の申請書の様式は、農地等権利移動許可申請書（別記様式第1号）によらなければならない。

2 前項の申請書には、省令第10条第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- (4) 権利を取得しようとする者が法人である場合にあつては、法人調書（別記様式第2号）
- (5) 営農計画書（別記様式第3号）
- (6) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が権利を有している農地等が本市以外に所在する場合にあつては、耕作証明書（別記様式第4号）又は全部効率利用要件確認書（周南市農業委員会全部効率利用要件の確認に係る事務処理要領（令和6年3月1日施行）第2条第2号に規定する全部効率利用要件確認書をいう。）
- (7) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別記様式第4号の2）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(農地売買等事業による農地等の権利移動の届出)

第3条 法第3条第1項第13号の届出に係る省令第12条第1項の届出書の様式は、

農地売買等事業による農地等の権利移動届出書（別記様式第5号）によらなければならない。

2 前項の届出書には、省令第13条第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類  
（農地中間管理事業による農地等の権利移動の届出）

第4条 法第3条第1項第14号の2の届出に係る省令第12条第2項の届出書の様式は、農地中間管理事業による農地等の権利移動届出書（別記様式第6号）によらなければならない。

2 前項の届出書には、省令第13条第3項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類  
（相続等による農地等の権利取得の届出）

第5条 法第3条の3の届出に係る省令第19条の書面（届出書）の様式は、相続等による農地等の権利取得届出書（別記様式第7号）によらなければならない。

（農地の転用の許可の申請）

第6条 法第4条第1項の許可に係る同条第2項の申請書の様式は、農地転用許可申請書（別記様式第8号）によらなければならない。

2 前項の申請書には、省令第30条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- (3) 事業計画書（アからエのいずれか該当するものを添付すること。）
  - ア 自己用住宅又は農業関係施設用（別記様式第9号）

- イ 特定建築条件付売買予定地、建売住宅又は宅地分譲用（別記様式第 10 号）
- ウ 資材置場用（別記様式第 11 号）
- エ 植林、駐車場その他の事業用（別記様式第 12 号）
- (4) 土地利用計画図及び排水計画図
- (5) 施設の平面図及び立面図
- (6) 資金計画書（別記様式第 13 号）並びに資力及び信用があることを証する書面
- (7) 被害防除計画書（別記様式第 14 号）
- (8) 一時的な利用に供するために転用しようとする場合にあっては、原状回復誓約書（別記様式第 15 号）
- (9) 代替地検討表（転用目的が、太陽光発電設備で、農地区分が、第 3 種以外の場合に限る。）
- (10) 建蔽率が確認できる資料（転用目的が、自己用住宅及び太陽光発電設備に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類  
（市街化区域内にある農地の転用の届出）

第 7 条 法第 4 条第 1 項第 7 号の届出に係る政令第 3 条第 1 項の届出書の様式は、市街化区域内農地転用届出書（別記様式第 16 号）によらなければならない。

2 前項の届出書には、省令第 26 条各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 公図の写し（発行後 3 月以内のもの）
- (3) 一時的な利用に供するために転用しようとする場合にあっては、前条第 2 項第 8 号に掲げる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類  
（農地の転用の協議）

第 8 条 法第 4 条第 8 項の協議は、農地転用協議書（別記様式第 17 号）を委員会に提出してしなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図

- (3) 土地の登記事項証明書（発行後 3 月以内の全部事項証明書）
- (4) 公図の写し（発行後 3 月以内のもの）
- (5) 事業計画書及び工程表
- (6) 土地利用計画図及び排水計画図
- (7) 施設の平面図及び立面図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類  
（農地等の転用のための権利移動の許可の申請）

第 9 条 法第 5 条第 1 項の許可に係る同条第 3 項において準用する法第 4 条第 2 項の申請書の様式は、農地等の転用のための権利移動許可申請書（別記様式第 18 号）によらなければならない。

- 2 前項の申請書には、省令第 57 条の 4 第 2 項各号に掲げる書類のほか、第 6 条第 2 項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動の届出）

第 10 条 法第 5 条第 1 項第 6 号の届出に係る政令第 10 条第 1 項の届出書の様式は、市街化区域内農地等の転用のための権利移動届出書（別記様式第 19 号）によらなければならない。

- 2 前項の届出書には、省令第 50 条第 2 項各号に掲げる書類のほか、第 7 条第 2 項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（農地等の転用のための権利移動の協議）

第 11 条 法第 5 条第 4 項の協議は、農地等の転用のための権利移動協議書（別記様式第 20 号）を委員会に提出してしなければならない。

- 2 前項の協議書には、第 8 条第 2 項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（農地等の賃貸借の解約等の許可の申請）

第 12 条 法第 18 条第 1 項の許可に係る政令第 22 条第 1 項の申請書の様式は、農地等賃貸借解約等許可申請書（別記様式第 21 号）によらなければならない。

- 2 前項の申請書には、省令第 64 条第 3 項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 公図の写し（発行後 3 月以内のもの）

- (4) 申請に係る農地等の賃貸借契約書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類  
(農地等の賃貸借の解除の届出)

第13条 法第18条第1項第4号の届出に係る省令第66条第1項の届出書の様式は、農地等賃貸借解除届出書(別記様式第22号)によらなければならない。

2 前項の届出書には、省令第66条第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 届出に係る農地等の賃貸借契約書の写し
- (2) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類  
(農地等の賃貸借の解約等の通知)

第14条 法第18条第6項の通知に係る省令第68条第1項の通知書の様式は、農地等賃貸借解約等通知書(別記様式第23号)によらなければならない。

2 前項の通知書には、省令第68条第3項各号に掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(農作物栽培高度化施設を設置するための届出)

第15条 法第43条及び法第44条の農作物栽培高度化施設に関する特例については、「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について(平成30年11月20日付け30経営第1796号農林水産省経営局長通知)の農地法第43条及び第44条の運用についての規定により事務処理を行うものとする。

2 法第43条第1項の届出に係る省令第88条の2第1項の届出書の様式は、農作物栽培高度化施設届出書(別記様式第24号)によらなければならない。

3 前項の届出書には、省令第88条の2第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 公図の写し(発行後3月以内のもの)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 省令第88条の2第2項第5号の営農に関する計画及び同項第7号ロの土地の所有権を有する者の同意があったことを証する書面は、それぞれ次に掲げる書類によらなければならない。

(1) 営農に関する計画（別記様式第 25 号）

(2) 同意書（別記様式第 26 号）

（許可決定前の取下げの申出）

第 16 条 法第 3 条第 1 項、法第 4 条第 1 項、法第 5 条第 1 項又は法第 18 条第 1 項の許可を申請した者が、許可決定前に許可申請を取下げの場合は、許可申請取下申出書（別記様式第 27 号）を委員会に提出して取下げを申し出なければならない。

（許可の取消しの申請）

第 17 条 法第 3 条第 1 項の許可を受けた者が、当該許可の全部又は一部の取消しを求める場合は、農地等権利移動許可取消申請書（別記様式第 28 号）を委員会に提出して当該許可の取消しを受けなければならない。ただし、当該許可による権利の設定又は移転が行われている土地については、当該取消しを求めることができない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 許可指令書

(2) 土地の登記事項証明書（発行後 3 月以内の全部事項証明書）

3 法第 4 条第 1 項又は法第 5 条第 1 項の許可を受けた者が、当該許可の全部又は一部の取消しを求める場合は、周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱（令和 4 年周南市農業委員要綱第 1 号）の定めるところにより当該許可の取消しを受けなければならない。

4 法第 18 条第 1 項の許可を受けた者が、当該許可の全部又は一部の取消しを求める場合は、農地等賃貸借解約等許可取消申請書（別記様式第 29 号）を委員会に提出して当該許可の取消しを受けなければならない。ただし、当該許可による賃貸借の解約等が行われている土地については、当該取消しを求めることができない。

5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 許可指令書

(2) 土地の登記事項証明書（発行後 3 月以内の全部事項証明書）

（許可指令書の訂正の申出）

第 18 条 法第 3 条第 1 項、法第 4 条第 1 項、法第 5 条第 1 項又は法第 18 条第 1 項の許可を受けた者が、交付された許可指令書の訂正を求める場合は、許可指令書訂正申出書（別記様式第 30 号）を委員会に提出して当該訂正を受けなければならない。

（国の様式例の準用）

第19条 前各条に掲げる申請書、届出書、協議書、通知書その他の委員会へ提出する書類の様式にかかわらず、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法関係事務処理要領その他国の通知に規定された様式例を準用することができるものとする。

（その他）

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会の会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、委員会に対してなされた申請、届出その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。この要綱の施行の際、この要綱の施行前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和6年12月10日農委要綱第17号）

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日農委要綱第4号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月10日農委要綱第9号）

この要綱は、令和7年10月10日から施行する。

附 則（令和8年4月1日農委要綱第7号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(表)  
農地等権利移動許可申請書

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

譲受人 住所  
(借受人) 氏名  
電話番号

申請者

譲渡人 住所  
(貸付人) 氏名  
電話番号

代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり農地等の権利移動の許可を受けたいので、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	大字	字	地番	地目		面積	利用状況	所有者	耕作者	備考	
				登記簿	現況						
土地の表示等						m <sup>2</sup>					
現況地目別面積			田	畑		採草放牧地		計			
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
権利移動の区分	所有権の移転 賃借権の設定 使用貸借による権利の設定 その他 ( )										
譲受人（借受人）若しくはその世帯員等が現在耕作し又は所有している農地等（非耕作地を除く。）	区 分		田 (A)		畑 (B)		計 (A)+(B)		採草放牧地		
	耕作地（所有地）①		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
	耕作地（借地）②										
	計 ①+②										
	耕作地（貸付地）③										
合計 ①+②+③											
申請書作成者	氏名（法人にあっては担当者の職氏名）						※農業委員会受付欄				
	勤務先（法人にあってはその事業所）の名称										
	電話番号										

(裏)

申請者の氏名等	当事者区分	氏名	年齢	職業	国籍等 (所有権を移転する場合のみ)			認定経営 発展法人 (該当する 場合は○)	
	譲受人 (借受人)				在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日			
	譲渡人 (貸付人)								
農地等の権利移動をしようとする事由	譲受人 (借受人)								
	譲渡人 (貸付人)								
農地等の権利移動に係る契約の内容	契約の種類別	売買 贈与 交換 賃貸借 使用貸借 その他 ( )							
	権利の設定又は移転の時期	年 月 日							
	売買価格又は年間賃料及び契約期間	円 年 月 日から 年 月 日まで							
農作業に従事する者の状況	譲受人 (借受人) 及びその 世帯員等	氏名	年齢	続柄	職業	農作業 経験年数	通作 距離	年間農作業 従事日数	
						年	km	日	
	雇用等による 従事者	区分	年間延べ人数	平均農作業 経験年数	平均通作距離	年間延べ農作業 従事日数			
		現在	人	年	km	日			
		増員予定							
	世帯員等その他常時 雇用している労働力	現在	人 (農作業経験の状況: )						
		増員予定	人 (農作業経験の状況: )						
臨時雇用労働力 (年間延べ人数)	現在	人 (農作業経験の状況: )							
	増員予定	人 (農作業経験の状況: )							
配置の状況 (所有地又は借地が 複数市町村にまたがる 場合のみ記載)	市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等						
譲受人(借受人)若しくは その世帯員等 が所有し又は 借入れている 農地等のうち 非耕作地の状況	所有・ 借入等 の別	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由			
			登記簿	現況					
その他参考となるべき事項									

## 添付書類

- 1 位置図
  - 2 付近見取図
  - 3 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
  - 4 公図の写し（発行後3月以内のもの）
  - 5 権利を取得しようとする者が法人である場合には、法人調書及び定款又は寄附行為の写し（独立行政法人及び公共団体を除く。）
  - 6 農地所有適格法人である場合には、組合員名簿又は株主名簿の写し
  - 7 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合には、当該競売、民事調停等を証する書面の写し
  - 8 営農計画書
  - 9 譲受人又はその世帯員等が権利を有している農地等が市外にある場合には、耕作証明書又は全部効率利用要件確認書
  - 10 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等
  - 11 農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合にあっては、当該権利移動に係る契約書の写し
  - 12 その他（ ）
- 注
- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること（以下同じ。）。
  - 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
  - 3 「土地の表示等」欄の「利用状況」欄は、田の場合にあっては一毛作又は二毛作の別を、畑の場合にあっては普通畑、果樹園、桑園又は茶園の別を、採草放牧地の場合にあっては採草地又は放牧地の別を記入すること。
  - 4 「土地の表示等」欄の「備考」欄は、所有権以外の使用収益権が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びに当該権利の設定を受けている者の氏名又は名称を記入すること。
  - 5 「現況地目別面積」欄は、「土地の表示等」欄に記入した土地について現況地目別の合計面積を記入すること。
  - 6 「権利移動の区分」欄は、該当するものを○で囲むこと。
  - 7 **耕作地**  
「譲受人（借受人）若しくはその世帯員等が現在耕作し又は所有している農地等」欄の「耕作地（所有地）」欄、「耕作地（借地）」欄及び「耕作地（貸付地）」欄は、非耕作地を除き、他市町村に所在する土地も含め、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記入すること。また、複数市町村にまたがる場合には、別紙に市町村別の面積を記入し添付すること。
  - 8 「申請者の氏名等」欄の「職業」欄は、法人にあっては、その業種又は業務内容を記入すること。
  - 9 「申請者の氏名等」欄の「国籍等」欄は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記入するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記入すること。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記入すること。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記入すること。
  - 10 「申請者の氏名等」欄の「認定経営発展法人」欄は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、○を付

した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付すること。

- 11 「農地等の権利移動に係る契約の内容」欄の「契約の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 12 **労働力の確保**  
「世帯員等その他常時雇用している労働力」及び「臨時雇用労働力」については、現在及び増員予定の人数を記入すること。
- 13 **労働力の配置の状況**  
「農作業に従事する者の状況」欄の「配置の状況」欄は、現に耕作又は養畜の事業に供されている所有地又は借地が複数市町村にまたがる場合のみ市町村別の状況を記入すること（隣接する市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記すること。）。なお、「住所、拠点となる場所等」欄には市町村名を記入すること。
- 14 **非耕作地**  
「譲受人（借受人）若しくはその世帯員等が所有し又は借入れている農地等のうち非耕作地の状況」欄は、他市町村に所在する土地も含め、所有し又は借入れている農地等のうち現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、所有・貸付・借入の別に区分し、筆ごとに面積等を記入するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記入すること。
- 15 ※印欄は、記入しないこと。

(別紙1)

申請者の氏名等

当事者区分	氏名	年齢	職業	住所	国籍等			認定経営 発展法人 (該当す る場合 には○)	持分
					(所有権 を移転す る場合の み)	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日		
譲受人 (借受人)									
譲渡人 (貸付人)									

- 注 1 この様式は、許可申請書の申請者の記入欄が不足する場合に使用すること。
- 2 「氏名」欄は、法人にあっては、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること
- 3 「職業」欄は、法人にあっては、その業種又は業務内容を記入すること。
- 4 「住所」欄は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地を記入すること。
- 5 「国籍等」欄は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記入するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記入すること。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記入すること。また、在留資格を記入する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記入すること。
- 6 「認定経営発展法人」欄は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付すること。
- 7 記入欄が余る場合は、「以下余白」と記載すること。
- 8 許可申請書と一緒にとじること。



法人調書

法人の名称													
事業の 種類	区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容									
		生産する農畜産物	関連事業等の内容										
	現在（実績又は見込み）												
	権利取得後（予定）												
	事業の 状況	事業年度	農業	左記農業に該当しない事業									
		3年前（実績）	円	円									
		2年前（実績）											
1年前（実績）													
申請年（実績又は見込み）													
3年目（見込み）													
農業 関係者 の 状況	氏名又は名称	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数 株主 総会	種類 株主 総会	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況							
						農地等の提供面積	農業への年間従事日数	農作業の委託の状況					
					権利の種類	面積	直近実績	見込み					
						a	日	日					
	農業関係者の計				その法人が行う農業に必要な年間総労働日数： 日								
	農業 関係者 以外 の者	氏名又は名称	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数 株主 総会	種類 株主 総会	氏名又は名称	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数 株主 総会	種類 株主 総会	議決権の数の総 合計及び農業関 係者の割合	
												株主 総会	種類 株主 総会
												件	
農業関係者以外の者の計										%			
理事 等 の 状況	氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間 従事日数					
						直近実績	見込み	直近実績	見込み				
			日	日	日	日							
重要 な 使用 人 の 状況	氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間 従事日数					
						直近実績	見込み	直近実績	見込み				
			日	日	日	日							
その他参考となるべき事項													

## 添付書類

### 1 法人の定款又は寄附行為の写し

#### 注 **共通事項**

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含むこと。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せて行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「国籍等」は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記入するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記入すること。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記入すること。

#### **法人の名称**

3 「法人の名称」欄は、名称を省略せず、略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記入すること。

#### **事業の状況**

<農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第1号関係>

4 「事業の状況」は、農地所有適格法人である法人が記入すること。

5 「事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記入すること。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記入すること。

6 「売上高」の「農業」欄には、法人が行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記入し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記入すること。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記入し（実績のない場合は空欄）、「申請年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記入すること。

#### **構成員の状況**

<農地法第2条第3項第2号関係>

7 「構成員の状況」は、全ての構成員（その法人が、農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員をいう。以下同じ。）について記入すること（農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする法人（以下「農地所有適格法人以外の法人」という。）にあつては、記入を要しないこと。）。

なお、書ききれない場合は、別紙を使用すること。

8 構成員であることを証する書類として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付すること。なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号。以下

「投資円滑化法」という。)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付すること。

- 9 「農業関係者」は、農地法第2条第3項第2号イからチまでのいずれかに該当する構成員(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、円滑投資法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく関連事業者等)について記入すること。

なお、円滑投資法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記入すること。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記入すること。

また、法人が農業経営基盤強化促進法第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第16条の5に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付けること。

- 10 「農業関係者」及び「農業関係者以外の者」の「国籍等」欄は、所有権を移転する場合のみ記入すること(ただし、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

- 11 「議決権の数」及び「議決権の数の総合計及び農業関係者の割合」は、法人が株式会社である場合のみ記入し、「種類株主総会」欄には、会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株主を発行している場合に記入すること。

- 12 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「農業関係者」の「農地等の提供面積」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃貸権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃貸権を設定している農地等の面積を記入すること、

- 13 「その法人が行う農業に必要な年間総労働日数」欄には、労務管理や市場開拓等も含め1年間に必要となる延べ労働日数を記入すること。

- 14 「農業関係者の計」及び「農業関係者以外の者の計」は、法人が株式会社である場合に、それぞれの議決権の数の計を株主総会、種類株主総会に分けて記入すること。

- 15 「議決権の数の総合計及び農業関係者の割合」は、法人が株式会社である場合に、上段に総合計を、下段に農業関係者の割合を株主総会、種類株主総会に分けて記入すること。

#### 理事等の状況、重要な使用人の状況

<農地法第2条第3項第3号及び第4号並びに同法第3条第3項第3号関係>

- 16 「理事等の状況」は、全ての理事等(その法人が、農事組合法人にある場合は理事、株式会社にある場合は取締役、持分会社にある場合は業務を執行する社員をいう。以下同じ。)の農業への従事状況を記入すること。

なお、書ききれない場合は、別紙を使用すること。

- 17 「重要な使用人の状況」については、理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第8条に規定する日数(原則60日)以上従事する者がいない場合にのみ記入すること。

なお、書ききれない場合は、別紙を使用すること。

- 18 「理事等の状況」及び「重要な使用人の状況」の「国籍等」欄は、所有権を移転する場合のみ記入すること。

営 農 計 画 書

農地等に係る 権利の取得の目的 及び経営の方針	
作目及び利用計画	
必要な作業及び その従事者並びに 労力の確保の方法	
通作の距離、 時間及び方法	
農機具の保有 状況、購入予定 及び保管場所	
農作物の出荷先	
農業協同組合及び 農業共済組合への 加入状況（予定）	
周辺地域における 農地等の利用に 対する影響及び その調整の状況	
地域の農業に おける他の農業 者との役割 分担の計画	
その他参考と なるべき事項	

- 注 1 「地域の農業における他の農業者との役割分担の計画」欄は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合に記入するとともに、当該役割分担について遵守する旨を記載した確約書を添付すること。
- 2 「その他参考となるべき事項」欄は、農作業の経験がない場合の技術の取得の方法、所有権の移転と利用権の設定を併せて行う場合の理由等を記入すること。

耕 作 証 明 書

土地の所在	地番	地目 (現況)	面積	利用 状況	普 通 収 穫 高	所有者 (耕作者)	権利の 種 類	休耕している 場 合 の 理 由	※台帳 照 合
		( )	m <sup>2</sup>		kg/10a	( )			
		( )				( )			
		( )				( )			
		( )				( )			
		( )				( )			
		( )				( )			
		( )				( )			
		( )				( )			
		( )				( )			
		( )				( )			
合 計									
面 積 の 内 訳	現に耕作している農地等				m <sup>2</sup> (うち借地		m <sup>2</sup> )		
	現に耕作していない農地等				m <sup>2</sup> (うち貸付地		m <sup>2</sup> )		
私（世帯員等を含む。）が現在耕作し、又は所有している農地及び採草放牧地は、上記のとおり相違ないことを証明してください。 年 月 日 <p style="text-align: right;">申請者 氏名</p>									
※上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 <p style="text-align: right;">(市・町・村) 農業委員会会長 印</p>									

- 注 1 「土地の所在」欄は、当該土地に係る市町村、大字及び字の名称を記入すること。
- 2 「地目（現況）」欄は、登記簿地目を記入し、( )内に現況地目を記入すること。
- 3 「利用状況」欄は、田の場合にあっては一毛作又は二毛作の別を、畑の場合にあっては普通畑、果樹園、桑園又は茶園の別を、採草放牧地の場合にあっては採草地又は放牧地の別を記入すること。
- 4 「権利の種類」欄は、所有権、賃借権、使用貸借権又は地上権の別を記入すること。
- 5 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第4号の2（第2条関係）

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第4条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第42条（措置命令）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第15条の3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有 ・ 無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とした権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

- 注 1 この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記入すること
- 2 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記入すること。
- 3 1の(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記入すること。
- 4 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記入すること。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記入すること。
- 5 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記入すること。

別記様式第5号（第3条関係）

農地売買等事業による農地等の権利移動届出書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者（譲受人） 主たる事務所の所在地  
農地中間管理機構の名称及び代表者氏名  
電話番号

譲渡人 住所  
氏名  
電話番号

下記農地（採草放牧地）の（に） \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_ したいので、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第13号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名（名称）、住所等

当事者	氏名（名称）	住 所	備 考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	所 有 者 氏 名 (名称)	所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合		備 考
	登記簿	現 況			権利者の氏名	権利の種類、内容	

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

添付書類

- 1 位置図
- 2 付近見取図
- 3 土地の登記事項証明書（発行後 3 月以内の全部事項証明書）
- 4 公図の写し（発行後 3 月以内のもの）
- 5 その他（ ）

- 注
- 1 本文には所要の権利及び設定、移転の別を記入すること。
  - 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記入すること。
  - 3 記の 2 の「届出に係る土地の所在等」の「備考」欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記入すること。
  - 4 記の 3 の「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記入すること。

農地中間管理事業による農地等の権利移動届出書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

譲受人（受託者）

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

電話番号

譲渡人（委託者）

住所

氏名

電話番号

下記農地（採草放牧地）の農地中間管理権（経営受託権）を取得したいので、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第14号の2の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名（名称）、住所等

当事者	氏名（名称）	住 所	備 考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	所 有 者 氏 名 (名称)	所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合		備 考
	登記簿	現 況			権利者の氏名	権利の種類、内容	

3 取得しようとする権利の種別（以下のうち該当するものに印を付してください。）

- 農地中間管理権（賃借権）
- 農地中間管理権（使用貸借による権利）
- 農地中間管理権（所有権（農地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けにより取得するもの））
- 経営受託権

4 権利の取得に係る契約の内容



別記様式第7号（第5条関係）

相続等による農地等の権利取得届出書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者 住所  
氏名  
電話番号

代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり農地等に係る権利を取得したので、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の3の規定により届け出ます。

記

	大字	字	地番	地目		面積	所有者
				登記簿	現況		
土地の表示等						m <sup>2</sup>	
権利を取得した者の氏名等	氏名		住所			国籍等（在留資格又は特別永住者）	
権利を取得した事由	相続 包括遺贈 法人の合併・分割 時効取得 その他（ ）						
権利を取得した日	年 月 日						
取得した権利の種類及び内容							
現在の耕作の状況							
賃借権その他の使用収益権の状況							
農業委員会等によるあっせん等の希望の有無							
本届出に係る受理通知書の交付	<input type="checkbox"/> 希望する						

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 国籍等は、所有権を取得した場合のみ記載すること。国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載すること。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載すること。
- 4 「取得した権利の種類及び内容」欄は、賃借権の場合にあっては、賃借料の額、契約期間等についても記入すること。
- 5 「農業委員会等によるあっせん等の希望の有無」欄は、権利を取得した農地等について、農業委員会による第三者への所有権の移転、賃借権の設定等のあっせん等を希望するかどうかについて記入すること。
- 6 「本届出に係る受理通知書の交付」欄は、農業委員会から本届出に係る受理通知書の交付を希望する場合に印を付すこと。

(表)  
農地転用許可申請書

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり農地の転用の許可を受けたいので、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	大字	字	地番	地目		面積	所有者	耕作者	備考	
				登記簿	現況					
土地の表示等						㎡				
現況地目別面積	田			畑			計			
	㎡			㎡			㎡			
事業計画	目的又は用途									
	工事の期間	年 月 日から				年 月 日まで				
	転用後の利用期間	永続的な利用		一時的な利用（年 月 日までに原状回復）						
	施設等の概要	名称			施設等の数	1棟当たりの建築面積	総建築面積	計画の所要面積		
						㎡	㎡	㎡		
申請書作成者	氏名（法人にあつては担当者の職氏名）						※農業委員会受付欄			
	勤務先（法人にあつてはその事業所）の名称									
	電話番号									

(裏)

農地の転用をしようとする事由	
農地の転用の妨げとなる権利を有する者の状況	
その他参考となるべき事項	

添付書類

- 1 申請者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）
- 2 位置図
- 3 付近見取図
- 4 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
- 5 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- 6 事業計画書
- 7 土地利用計画図及び排水計画図
- 8 施設の平面図及び立面図
- 9 資金計画書並びに資力及び信用があることを証する書面
- 10 被害防除計画書
- 11 その他（ ）

- 注
- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
  - 2 代理人は、法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあつては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
  - 3 「事業計画」欄の「転用後の利用期間」欄は、該当するものを○で囲むこと。
  - 4 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条第1項及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載すること。
  - 5 ※印欄は、記入しないこと。

(別紙)

申請者の住所、氏名等

当事者区分	住所又は所在地	氏名又は名称	持分
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			
共有者			

注 1 この様式は、許可申請書の申請者の記入欄が不足する場合に使用すること。

2 記入欄が余る場合は、「以下余白」と記載すること。

3 許可申請書と一緒にとじること。

別記様式第9号（第6条関係）  
（自己用住宅又は農業関係施設用）

事業計画書

事業の概要						
申請地の利用計画						
住宅の同居予定者	氏名	年齢	続柄	氏名	年齢	続柄
申請者の営農状況	区分	田	畑	採草放牧地	計	
	耕作地（所有地）	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	耕作地（借地）					
	貸付地					
申請地を選定した理由及び他の候補地の検討の状況						
他の法令等に基づく許可、認可等の手続の状況						
公道との接続の状況	公道に至るまでの私道の権利関係					
	公道の幅員					
その他参考となるべき事項						

- 注 1 「申請地の利用計画」欄は、施設等の名称、棟数、1棟当たりの建築面積、総建築面積、計画の所要面積、施設の配置の計画等を記入すること。
- 2 「住宅の同居予定者」欄は、設置しようとする建物その他の施設が自己用住宅の場合に記入すること。
- 3 「申請者の営農状況」欄は、設置しようとする建物その他の施設が農家の自己用住宅又は農道、農業用水路、農業用倉庫その他の農業関係施設の場合に記入すること。

別記様式第 10 号（第 6 条関係）

（特定建築条件付売買予定地、建売住宅又は宅地分譲用）

事業計画書

事業の概要		
申請地の利用計画		
用水の計画		
販売の計画		
申請地を選定した理由及び他の候補地の検討の状況		
他の法令等に基づく許可、認可等の手続の状況		
関係する道路、水路等の管理者の承認の状況		
公道との接続の状況	公道に至るまでの私道の権利関係	
	公道の幅員	
その他参考となるべき事項		

注 「申請地の利用計画」欄は、面積、区画数、1区画当たりの面積、建築物又は工作物、施設の配置の計画等を記入すること。

事業計画書

事業の概要				
現在の資材置場の状況				
新たに資材置場を必要とする理由及び今後の事業の見込み				
新たに必要となる資材置場の利用計画	資材の種類	数量	資材の種類	数量
申請地を選定した理由及び他の候補地の検討の状況				
他の法令等に基づく許可、認可等の手続の状況				
関係する道路、水路等の管理者の承認の状況				
公道との接続の状況	公道に至るまでの私道の権利関係			
	公道の幅員			
事業実施者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者の氏名			
その他参考となるべき事項				

添付書類

- 1 既存の資材置場がある場合は、既存施設の写真、既存の資材置場の利用状況を確認できる書類及び過去 3 事業年度分の利用実績を証する書類又は資材置場を継続して使用する旨の誓約書並びに事業所（事業実施地）と申請地及び既存施設との位置関係がわかる地図を添付すること。
- 注 1 「現在の資材置場の状況」欄は、申請者等が現に事業の用に供している資材置場の位置、面積、資材の種類及び数量等を記入すること。
- 2 「申請地を選定した理由及び他の候補地の検討の状況」欄は、現在の事業所の所在地及び申請地からの距離並びに申請地以外の候補地について検討した結果等を記入すること。
  - 3 「事業実施者」欄は、申請者以外の者が資材置場を当該事業の用に供する場合（例えば、資材置場を賃貸する目的で転用する場合等）に記入すること。
  - 4 資材の種類、数量、配置その他の利用計画については、土地利用計画図にも記載すること。

別記様式第12号（第6条関係）  
（植林、駐車場その他の事業用）

事業計画書

事業の概要		
申請地の利用計画		
現在の事業の実施状況又は事業規模		
新たに申請地を取得しなければならない理由及び今後の事業の見込み		
申請地を選定した理由及び他の候補地の検討の状況		
他の法令等に基づく許可、認可等の手続の状況		
関係する道路、水路等の管理者の承認の状況		
公道との接続の状況	公道に至るまでの私道の権利関係	
	公道の幅員	
事業実施者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
その他参考となるべき事項		

添付書類

- 1 転用の目的が駐車場で、既存の駐車場がある場合は、既存施設（土地）の利用状況が確認できる書類並びに事業所等と申請地及び既存施設との位置関係がわかる位置図を添付すること。
  - 2 過去3年間に駐車場として許可済地がある場合は、その概要説明書を添付すること。
  - 3 駐車場を新設する場合は、事業所等と申請地との位置関係がわかる地図を添付すること。
- 注 1 「申請地を選定した理由及び他の候補地の検討の状況」欄は、現在の事業所の所在地及び申請地からの距離並びに申請地以外の候補地について検討した結果等を記入すること。
- 2 「事業実施者」欄は、申請者以外の者が当該事業の用に供する場合（例えば、店舗用地を賃貸する目的で転用する場合等）に記入すること。

資 金 計 画 書

区 分		あつせん者、施工者等	面積	面積当たりの単価	金 額
事業費 内 訳	用 地 取 得		m <sup>2</sup>	円	円
	敷地整備工事				
	建築工事（住居）				
	〃（事業所）				
	〃（倉庫）				
	〃（車庫）				
	〃（その他）				
	給排水施設工事				
	道路・側溝等工事				
	造園・植栽等工事				
	その他附帯工事				
	登記・公租公課				
	事 務 費				
	そ の 他				
	計				
財 源 内 訳	自 己 資 金	預貯金、証券等の種類	金融機関及びその店舗の名称		金 額
				円	
		小 計			
	借 入 金	金融機関、個人その他の借入先の名称等		金 額	
				円	
		小 計			
計					

被害防除計画書

土砂の流出、崩壊等の防除措置	造成の有無		1 有 2 無				
	造成の内容	地盤の改良の有無	1 有 (内容 ) 2 無				
		造成の方法	盛土高	m		切土高	m
	法面に対する措置	法面の勾配					
		擁壁の設置	形式	1 ブロック積 2 重力式 3 その他 ( )			
			高さ	m			
		法面の保護	1 芝張り 2 モルタル吹付け 3 植栽				
4 その他 ( )							
その他							
整地の有無		1 有 2 無					
周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼさないための措置	1 緑地又は緩衝地を設置する。(緑地等の幅 m) 2 建物の高さを加減する。(建物の高さ m) 3 建物等の建設を行わない。 4 その他 ( )						
雨水の排水計画	排水の方法		1 ためます 2 調整池・沈砂地 3 自然流下 4 その他 ( )				
	雨水の放流先		1 農業用排水路 2 農業用排水路以外の河川又は水路 3 道路の側溝 4 その他 ( )				
汚水の排水計画	汚水の処理	区分	発生の有無	処理の方法			
		し尿、工場排水等	1 有 2 無	1 合併浄化槽 2 単独浄化槽 3 公共下水道 4 集落排水 5 くみ取り 6 その他 ( )			
	生活雑排水	1 有 2 無	1 合併浄化槽 2 ためます 3 公共下水道 4 集落排水 5 その他 ( )				
	汚水の放流先		1 農業用排水路 2 農業用排水路以外の河川又は水路 3 道路の側溝 4 その他 ( )				
	放流先が農業用排水路である場合における水利関係者への説明の状況		説明の相手方	水利組合 取水者	年 月 日	年 月 日	
			名称 職氏名 住所 氏名				
その他参考となるべき事項							

- 注 1 土砂の流出、崩壊等の防除措置については、土地利用計画図又は造成計画図においてその位置を示すこと。
- 2 雨水の排水計画及び汚水の排水計画については、土地利用計画図又は排水計画図においてその位置及び経路を示すこと。
- 3 雨水を直接農業用排水路に放流する場合であって、転用する面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上であるときは、水理計算書を添付すること(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発許可の手続において審査が行われる場合及び植林の場合を除く。)
- 4 単独浄化槽からの排水又は未処理の生活雑排水を農業用排水路に直接放流する場合は、水利関係者の意見書を添付すること。

(表)  
原 状 回 復 誓 約 書

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

誓約者 住所  
氏名  
電話番号

代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条の農地の転用 の 許可を申請する  
第 5 条の農地等の転用のための権利移動 の 届出をする

に当たり、その目的が終了した後直ちに、下記のとおり原状回復することを誓約します。

記

	大字	字	地番	地目		面積
				登記簿	現況	
土地の表示						m <sup>2</sup>
原状回復の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで (転用工事の期間内に含む。)					
土地所有者への引渡し予定期日	年 月 日 (転用工事の期間内に含む。農地法第 4 条による一時転用は不要)					
土地の形状変更等	次のいずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 有 (造成等を加えて農地へ復元する。) <input type="checkbox"/> 無 (転用前の状態で農地へ復元する。)					

(裏)

原 状 回 復 (農 地 復 元) の 方 法	<p>(1) 転用に際して、現在の耕土(表土)を一時撤去 (許可申請書又は届出書に添付の付近見取図等に堆積場所の位置を記入のこと。)</p> <p>(2) 転用後の耕土(表土)の復元処理(該当するものにチェック☑)</p> <p><input type="checkbox"/> 一時除去した耕土を用い、農地に復元する。</p> <p><input type="checkbox"/> 一時除去した耕土及び外部から搬入する土砂(搬入先、搬入量等を具体的に記入のこと。)を用い、農地に復元する。</p> <p>搬入先： 搬入量：</p> <p><input type="checkbox"/> その他(具体的に記入のこと。)</p> <p>(3) 復元作業の方法(該当するものにチェック☑)</p> <p><input type="checkbox"/> 自家労力により農地に復元する。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部発注により農地に復元する。</p> <p>発注予定先：</p> <p><input type="checkbox"/> その他(具体的に記入のこと。)</p> <p>(4) 復元作業での農地への影響が少ないよう配慮すること、安全対策(具体的に記入のこと。)</p>
原状回復の費用 を負担する者	

- 注 1 誓約者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類(保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類)を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 「第4条の農地の転用、第5条の農地等の転用のための権利移動」及び「許可を申請する、届出をする」は、該当するものをそれぞれ○で囲むこと。

市街化区域内農地転用届出書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者 住所  
氏名  
電話番号  
代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり市街化区域内の農地の転用をしたいので、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項第 7 号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

土地の表示等	大字	字	地番	地 目		面積	所有者	耕作者
				登記簿	現況			
						m <sup>2</sup>		
現況地目別面積		田		畑		計		
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
事業計画	目的又は用途							
	工事の期間	年 月 日から			年 月 日まで			
	施設等の概要	名 称		施設等の数	1棟当たりの建築面積	総建築面積	計 画 の 所 要 面 積	
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
周辺の農業に対する被害の防除措置								
届出書作成者	氏 名							
	勤務先の名称							
	電話番号							
その他参考となるべき事項	（開発許可を要しない場合は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第 号）					※農業委員会受付欄		

添付書類 位置図、付近見取図、土地の登記事項証明書（発行後 3 月以内の全部事項証明書）、公図の写し（発行後 3 月以内のもの）、その他（ ）

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。  
 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。  
 3 「届出書作成者」欄の氏名及び勤務先の名称は、法人にあっては担当者の職氏名及び法人の事業所の名称を記入すること。  
 4 ※印欄は、記入しないこと。

農 地 転 用 協 議 書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

所在地  
協議者 名称  
代表者の職氏名  
電話番号

下記のとおり農地の転用をしたいので、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 8 項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

土地の表示等	大字 字 地番 (ほか 筆)					
	(内訳は別紙のとおり)					
現況地目別面積	田	畑	計			
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
事業計画	目的又は用途					
	工事の期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	施設等の概要	名 称	施設等の数	1 棟当りの建築面積	総建築面積	計 画 の 所 要 面 積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
転用しようとする事由						
予算措置等の状況						
周辺の農業に対する被害の防除措置						
その他参考となるべき事項						

添付書類

- 1 位置図
- 2 付近見取図
- 3 土地の登記事項証明書（発行後 3 月以内の全部事項証明書）
- 4 公図の写し（発行後 3 月以内のもの）
- 5 事業計画書及び工程表
- 6 土地利用計画図及び排水計画図
- 7 施設の平面図及び立面図
- 8 その他（ ）



(表)  
農地等の転用のための権利移動許可申請書

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

譲受人 住所  
(借受人) 氏名  
電話番号

申請者

譲渡人 住所  
(貸付人) 氏名  
電話番号

代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり農地等の転用のための権利移動の許可を受けたいので、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	大字	字	地番	地目		面積	所有者	耕作者	備考	
				登記簿	現況					
土地の表示等						㎡				
現況地目別面積	田		畑		採草放牧地		計			
	㎡		㎡		㎡		㎡			
権利移動の区分	所有権の移転 賃借権の設定 使用貸借による権利の設定 その他（ ）									
事業計画	目的又は用途									
	工事の期間	年 月 日から				年 月 日まで				
	転用後の利用期間	永続的な利用		一時的な利用（ 年 月 日までに原状回復）						
	施設等の概要	名 称			施設等の数	1棟当たりの建築面積	総建築面積	計画の所要面積		
						㎡	㎡	㎡		
申請書作成者	氏名（法人にあっては担当者の職氏名）					※農業委員会受付欄				
	勤務先（法人にあってはその事業所）の名称									
	電話番号									

(裏)

農地等の転用のための権利移動をしようとする事由	譲受人(借受人)	
	譲渡人(貸付人)	
農地等の権利移動に係る契約の内容	契約の種類別	売買 贈与 交換 賃貸借 使用貸借 その他( )
	権利の設定又は移転の時期	年 月 日
	1㎡当たりの売買価格又は年間賃料	円
農地等の転用の妨げとなる権利を有する者の状況		
その他参考となるべき事項		

添付書類

- 1 譲受人が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）
- 2 位置図
- 3 付近見取図
- 4 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
- 5 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- 6 事業計画書
- 7 土地利用計画図及び排水計画図
- 8 施設の平面図及び立面図
- 9 資金計画書並びに資力及び信用があることを証する書面
- 10 被害防除計画書
- 11 その他( )

- 注
- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
  - 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
  - 3 「土地の表示等」欄の「備考」欄は、所有権以外の使用収益権が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びに当該権利の設定を受けている者の氏名又は名称を記入すること。
  - 4 「権利移動の区分」欄、「事業計画」欄の「転用後の利用期間」欄及び「農地等の権利移動に係る契約の内容」欄の「契約の種類別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
  - 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条第1項及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載すること。
  - 6 ※印欄は、記入しないこと。

(別紙)

申請者の住所、氏名等

当事者区分	住所又は所在地	氏名又は名称	持分
譲受人 (借受人)			
譲渡人 (貸付人)			

- 注 1 この様式は、許可申請書の申請者の記入欄が不足する場合に使用すること。  
2 記入欄が余る場合は、「以下余白」と記載すること。  
3 許可申請書と一緒にとじること。

市街化区域内農地等の転用のための権利移動届出書

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

譲受人 住所  
(借受人) 氏名  
電話番号

届出者

譲渡人 住所  
(貸付人) 氏名  
電話番号

代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり市街化区域内の農地等の転用のための権利移動をしたいので、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 1 項第 6 号の規定により、関係書類を添えて届け出ます

記

土地の表示等	大字	字	地番	地目		面積	所有者	耕作者
				登記簿	現況			
						m <sup>2</sup>		
現況地目別面積		田	畑	採草放牧地	計			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
権利移動の区分		所有権の移転 賃借権の設定 使用貸借による権利の設定 その他 ( )						
事業計画	目的又は用途							
	工事の期間	年 月 日から			年 月 日まで			
	施設等の概要	名称	施設等の数	1棟当たりの建築面積	総建築面積	計画の所要面積		
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
周辺の農業に対する被害の防除措置								
届出書作成者	氏名							
	勤務先の名称							
	電話番号							
その他参考となるべき事項	(開発許可を要しない場合は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項第 号)					※農業委員会受付欄		

添付書類 位置図、付近見取図、土地の登記事項証明書（発行後 3 月以内の全部事項証明書）、公図の写し（発行後 3 月以内のもの）、その他（ ）

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 「権利移動の区分」欄、は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 「届出書作成者」欄の氏名及び勤務先の名称は、法人にあっては担当者の職氏名及び法人の事業所の名称を記入すること。
- 5 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第 20 号（第 11 条関係）

農地等の転用のための権利移動協議書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

所在地  
協議者 名称  
代表者の職氏名  
電話番号

下記のとおり農地等の転用のための権利移動をしたいので、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 4 項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

当事者の概要	住所 氏名 (ほか 人) (内訳は別紙のとおり)					
土地の表示等	大字 字 地番 (ほか 筆) (内訳は別紙のとおり)					
現況地目別面積	田	畑	採草放牧地	計		
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
権利移動の区分	所有権の移転 賃借権の設定 使用貸借による権利の設定 その他 ( )					
事業計画	目的又は用途					
	工事の期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	施設等の概要	名称	施設等の数	1棟当たりの建築面積	総建築面積	計画の所要面積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
転用しようとする事由						
予算措置等の状況						
周辺の農業に対する被害の防除措置						
その他参考となるべき事項						

添付書類

- 1 位置図
- 2 付近見取図
- 3 土地の登記事項証明書（発行後 3 月以内の全部事項証明書）
- 4 公図の写し（発行後 3 月以内のもの）
- 5 事業計画書及び工程表
- 6 土地利用計画図及び排水計画図
- 7 施設の平面図及び立面図
- 8 その他 ( )



（表）

農地等賃貸借解約等許可申請書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者  
 賃貸人 住所  
 氏名  
 電話番号  
 賃借人 住所  
 氏名  
 電話番号  
 代理人 資格  
 住所  
 氏名  
 電話番号

下記のとおり農地等の賃貸借の解約等の許可を受けたいので、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 18 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

土地の表示等	大字	字	地番	地目		面積	利用状況
				登記簿	現況		
						m <sup>2</sup>	
現況地目別面積	田		畑		採草放牧地		計
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
解約等の区分	解除		解約の申入れ		合意による解約		更新をしない旨の通知
賃貸借契約の内容	契約年月日	年 月 日					
	契約期間	年 月 日から 年 月 日まで					
	年間賃料	円					
申請書作成者	氏名（法人にあつては担当者の職氏名）						※農業委員会受付欄
	勤務先（法人にあつてはその事務所）の名称						
	電話番号						

(裏)

	区分	氏名又は名称	職業若しくは業種又は業務内容
当事者の氏名又は名称及び職業若しくは業種又は業務内容	賃貸人		
	賃借人		
賃貸借の解約等をしようとする事由	賃貸人		
	賃借人		
賃借人の営農状況			
賃貸借の解約等をしようとする時期	年 月 日		
土地の引渡しの予定時期	年 月 日		
解約等に伴い支払われる給付の内容及び支払時期			
その他参考となるべき事項			

添付書類

- 1 位置図
- 2 付近見取図
- 3 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
- 4 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- 5 賃貸借契約書の写し
- 6 その他（ ）

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 合意による解約により賃貸借の解約等の許可を受けようとする場合は、当事者が連署して申請すること。
- 3 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 4 「土地の表示等」欄の「利用状況」欄は、田の場合にあっては一毛作又は二毛作の別を、畑の場合にあっては普通畑、果樹園、桑園又は茶園の別を、採草放牧地の場合にあっては採草地又は放牧地の別を記入すること。
- 5 「解約等の区分」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 6 ※印欄は、記入しないこと。

農地等賃貸借解除届出書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者 住所  
氏名  
電話番号  
代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり賃貸借を解除するので、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 18 条第 1 項第 4 号の規定により届け出ます。

記

当事者の住所 及び氏名	賃貸人	住所					
		氏名					
	賃借人	住所					
		氏名					
土地 の 表 示 等	大字	字	地番	地目		面積	所有者
				登記簿	現況		
						m <sup>2</sup>	
賃貸借契約の 内 容	契約の時期	年 月 日					
	契約の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
	年間賃借料	円					
賃貸借を解除しよう とする土地が適正に 利用されていない 状況の詳細							
賃貸借を解除 しようとする日	年 月 日						
土地の引渡しの時期	年 月 日						
その他参考と なるべき事項							

添付書類 位置図、付近見取図、土地の登記事項証明書（発行後 3 月以内の全部事項証明書）、  
公図の写し（発行後 3 月以内のもの）、賃貸借契約書の写し、その他（ ）

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、  
代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、  
保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保  
佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人に  
あっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

農地等賃貸借解約等通知書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

賃貸人 住所  
 氏名  
 電話番号  
  
 通知者  
 賃借人 住所  
 氏名  
 電話番号  
  
 代理人 資格  
 住所  
 氏名  
 電話番号

解 約 の 申 入 れ

下記のとおり農地等の賃貸借の合意による解約をしたので、農地法（昭和27年法律第  
 更新をしない旨の通知  
 229号）第18条第6項の規定により通知します。

記

	大字	字	地番	地 目		面 積
				登記簿	現況	
土地の表示等						m <sup>2</sup>
賃貸借契約の 内 容	契約の時期	年 月 日				
	契約の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
	年間賃借料	円				
農地法第18条第1 項ただし書に該当す る 事 由 の 詳 細						
賃貸借の解約等の日	賃貸借の解約の申入れをした日	年 月 日				
	賃貸借の更新拒絶の通知をした日	年 月 日				
	賃貸借の解約の合意が成立した日	年 月 日				
	賃貸借の合意による解約をした日	年 月 日				
土地の引渡しの時期	年 月 日					
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項						

## 添付書類

- 1 土地の登記事項証明書（発行後 3 月以内の全部事項証明書）
- 2 賃貸借の解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借を更新しない旨の通知が、農地法第 18 条第 1 項第 1 号に該当して同項の許可を要しないで行われた場合にあっては、信託契約書の写し
- 3 合意による解約が行われた場合にあっては、賃貸借の当事者間において農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意が成立したことを証する書面又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）による農事調停の調書の謄本
- 4 賃貸借の更新をしない旨の通知が、農地法第 18 条第 1 項第 3 号に該当して同項の許可を要しないで行われた場合にあっては、当該賃貸借契約書の写し
- 5 その他（ ）

- 注 1 通知者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 「解約等の区分」が「合意による解約」である場合は、賃貸人及び賃借人の連署による通知とし、その他の場合は、賃貸人又は賃借人のいずれか一方の単独による通知とすること。

（表）

農作物栽培高度化施設届出書

（農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出）

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者 住所  
氏名  
電話番号

代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり農地に農作物栽培高度化施設を設置し、その底面をコンクリート等で覆いたいのので、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者		耕作者			
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所		
					m <sup>2</sup>						
					m <sup>2</sup>						
	計				m <sup>2</sup> （田	m <sup>2</sup> 畑	m <sup>2</sup> ）				
2 施設の面積等	施設の面積等	施設の面積	m <sup>2</sup>								
		施設の棟高	m								
		施設の軒高	m								
		周辺農地から施設までの距離	東側の農地からの距離	m							
			西側の農地からの距離	m							
			北側の農地からの距離	m							
			南側の農地からの距離	m							
		施設の被覆材	素材の名称								
			光を透過する素材か	透過する ・ 透過しない							
		施設の構造	(階数: )								
施設の設置に係る工事の時期等	工事着工時期	年 月									
	工事完了時期	年 月									
	栽培開始時期	年 月									
3 施設を設置することによって生ずる周辺農地への被害の防除措置の概要											

(裏)

4 施設の設置に必要な行政庁の許認可等	許認可等の名称	
	許認可等の申請の有無	
	許認可等の時期	
	許認可等の担当部局	
5 届出に当たり同意する事項	<input type="checkbox"/> 私は、届出に係る施設において農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意します。  <input type="checkbox"/> 私は、届出に係る施設の設置によって周辺農地に係る日照に影響を及ぼす場合や、当該施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合など、周辺農地に係る営農条件に支障が生じた場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、適切な是正措置を講ずることについて同意します。	
6 法人の場合業務の内容		
7 備考		

添付書類

- 1 届出者が法人である場合には、法人の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）及び定款又は寄附行為の写し
- 2 位置図
- 3 付近見取図
- 4 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
- 5 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- 6 届出に係る施設の位置、当該施設の配置状況及び標識の位置を示す図面
- 7 届出に係る施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合には、周辺の農地に係る日照に影響を及ぼすおそれがないものとして農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準に適合するものであることを明らかにする図面
- 8 営農に関する計画
- 9 届出に係る施設から生ずる排水を河川や用水路に放流する場合には、排水放流先の同意書
- 10 届出に係る施設の設置者が土地所有者と異なる場合には、土地所有者からの同意書
- 11 その他（ ）

- 注
- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記入すること。
  - 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
  - 3 「施設の面積」欄には、施設の底面の面積を記入すること。

4 「施設の棟高」欄には、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下同じ。）から施設の棟までの高さを記入すること。

また、「軒高」は、施設の設置される敷地の地盤面から施設の軒までの高さを記入すること。

5 「施設の構造」欄には、施設の種類（鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス、鉄骨パイプハウス、完全人工光型植物工場等）及び括弧内に施設の階数を記入すること。

6 「施設を設置することによって生ずる周辺農地への被害の防除措置の概要」欄には、農作物栽培高度化施設を設置することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要について、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入すること。

7 「5 届出に当たり同意する事項」について確認し、同意する場合には口をチェックすること。チェックしない場合、届出書は受理されないこと。

また、「農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合」とは、届出書に添付される営農に関する計画上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、

ア 農作物の栽培が行われていない場合

イ 農作物の栽培を行う面積が、当該営農に関する計画に記載されたものから概ね2割以上縮小している場合のいずれかに該当する場合をいうこと。

これらに該当した場合には、農地法第44条に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべき旨の勧告の対象となり、当該勧告に従わない場合には、農地法第4条に違反するものとして、農業委員会の原状回復命令等の措置が講じられる可能性があること。

別記様式第 25 号（第 15 条関係）

営 農 に 関 す る 計 画  
（農地法施行規則第 88 条の 2 第 2 項第 5 号）

年 月 日

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地 番	面 積
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
計		m <sup>2</sup>

2 施設における営農に関する計画等

(1) 施設内において栽培する農作物の作目及び栽培方法	作目												
	栽培方法												
	栽培面積	m <sup>2</sup>											
(2) 施設内で栽培する農作物の生産量及び販売量	年間生産量	t											
	年間販売量	t											
	主たる販売先												
(3) 年間の農作物の栽培計画	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	内容												
(4) 施設の設置に係る資金調達の計画	自己資金	補助金			その他			合計			補助事業の名称及び担当部局		
	千円	千円			千円			千円					
(5) 施設の排水を排出する河川等	河川等の名称												
	河川等管理者												

- 注 1 「栽培方法」は、施設内における栽培方法（養液栽培、栽培棚による土耕栽培等）を記入すること。
- 2 「栽培面積」は、施設の底面のうち農作物の栽培設備の用に供される部分の面積を記入すること。
- 3 「年間の農作物の栽培計画」欄には、作目ごとに農作物の栽培を行っている期間と栽培を行っていない期間を記入すること。

同 意 書  
(農地法施行規則第 88 条の 2 第 2 項第 7 号ロ)

年 月 日

住所  
氏名

私は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する土地に、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項に規定される農作物栽培高度化施設が設置されることについて、下記のとおり同意します。

記

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地番	面積	権利の種類
		㎡	
		㎡	
計		㎡	

2 届出に当たり同意する事項

私は、届出に係る土地に農地法第 43 条第 1 項に規定する農作物栽培高度化施設が設置されることについて、以下の【留意事項】を承知した上で、同意します。

【留意事項】以下の記載事項を確認した上で、をチェックしてください。

① 農作物栽培高度化施設が設置された後、当該施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所有者においては、法第 2 条の 2 の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象になり得ること。

② ①に関して、賃借人が撤退した場合の混乱を防止するため、  
ア 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか  
イ 原状回復の費用は誰が負担するか  
ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決めがあるか  
エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか  
について、土地の賃貸借契約において明記することが適当であること。

注 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称並びに代表者の職名及び氏名をそれぞれ記入すること。

許可申請取下申出書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

住所  
氏名  
電話番号

申出者

住所  
氏名  
電話番号

代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり許可申請を取り下げたいので、申し出ます。

記

申請年月日	年 月 日				
許可申請の区分	1 農地等の権利移動（農地法第3条） 2 農地転用（農地法第4条） 3 農地等の転用のための権利移動（農地法第5条） 4 農地等の賃貸借の解約等（農地法第18条）				
土地の表示等	大字	字	地番	地目	面積
				登記簿 現況	
					m <sup>2</sup>
取下げの理由					

- 注 1 許可を申請した者全員の連署により申し出ること。  
 2 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。  
 3 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。  
 4 「許可申請の区分」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

農地等権利移動許可取消申請書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

譲受人 住所  
 （借受人）氏名  
 電話番号

申請者

譲渡人 住所  
 （貸付人）氏名  
 電話番号

代理人 資格  
 住所  
 氏名  
 電話番号

下記のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可の取消しを受けたので、周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第7号）第17条第1項の規定により申請します。

記

許可の年月日 及び番号	年 月 日 指令周農委 第 号					
	大字	字	地番	地目		面積 m <sup>2</sup>
土地の表示				登記簿	現況	
取消しの理由						

添付書類

- 1 農地等権利移動の許可指令書
- 2 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。

2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

農地等賃貸借解約等許可取消申請書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

賃貸人 住所  
 氏名  
 電話番号  
 申請者  
 借借人 住所  
 氏名  
 電話番号  
 代理人 資格  
 住所  
 氏名  
 電話番号

下記のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第18条第1項の規定による許可の取消しを受けたいので、周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第7号）第17条第4項の規定により申請します。

記

許可の年月日 及び番号	年 月 日 指令周農委 第 号					
	大字	字	地番	地目		面積 m <sup>2</sup>
土地の表示				登記簿	現況	
取消しの理由						

添付書類

- 1 農地等賃貸借解約等の許可指令書
- 2 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。

2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

許可指令書訂正申出書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

住所  
氏名  
電話番号

申出者

住所  
氏名  
電話番号

代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり許可指令書を訂正されるよう、関係書類を添えて申し出ます。

記

許可の年月日 及び番号	年 月 日 指令周農委 第 号
訂正を申し 出る箇所及 びその内容	
申出の理由	

- 注 1 許可を申請した者全員の連署により申し出ること。
- 2 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 3 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。